

給与支払報告 特別徴収にかかるとる給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

※ 処理事項	令和元年度	令和2年度	令和3年度

給与支払報告書にかかる異動届出書は4月1日現在において退職、転勤等、異動があったものを4月15日までに提出してください。		特別徴収にかかる異動届出書は異動の発生した月の翌月最初の開庁日。	
①「特別徴収」とは、事業主が給与から引き起して納入する方法。		②「一括徴収」とは、特別徴収している者について退職等の際に翌年5月分までの未徴収税額を事業主がまとめて一度に徴収し納入する方法。	
③「普通徴収」とは、①と②に該当しない方法で個人が直接納付書で納入する方法。			

年 月 日	特別徴収義務者	郵便番号	特別徴収義務者指定番号
大 槌 町 長 様	氏名又は 個人番号又は 法人番号	所在地	宛 名 番 号
	氏名又は 個人番号又は 法人番号		連絡者の係 氏名並 びにその 電話番号
			電話 () - 番

フリガナ	給 与 所 得 者	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	退職年の1月か ら退職時までの 給与支払額
氏 名	(旧姓)		1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 欠勤 5. 死亡 6. 会社解散 7. 住所異報 8. 育児休業 9.	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (3を○で囲んだ 場合は、一括徴 収できない理由 欄に○を付して ください。)	円
生年月日	年 月 日				
個人番号					控除社会 保険料額
現住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所)				円

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一括徴収の理由	給与または退職手当等の支払予定日	給与または退職手当等の支払予定日	備考
1. 異動が令和2年12月31日までで申出があったため()月()日(申出)異動が令和3年1月1日以後で特別徴収の継続の希望がないため			●退職者の未徴収税額について 地方税法第321条の第5第2項の規定により、1月1日から4月30日の間に退職した方の残税額については退職時に一括徴収することとが義務づけられています。なお、それ以外の間に退職された方についても、本人の了承を得て、なるべく一括徴収の方法で納入してください。
一括徴収できな理由	未徴収税額(ア)	徴収済額(イ)	未徴収税額(ウ)
(○を付してください) 1. 5月31日まで支払われる給与若しくは退職手当等がないため又は未徴収税額より少ないため 2. その他理由()	円	円	円

転勤等による特別徴収届出書

月割額 円を	所在地	特別徴収義務者	新 規
月分から徴収し	郵便番号	指 定 番 号	継 続
納入する。	フリガナ	係	
	氏名又は	連絡者の係	
	個人番号又は	及び氏名並	
	法人番号	びにその	
	希望する	電話番号	
	金融機関	電話 () - 番	
給与支払方法及びその期日	希望する	経理責任者	
	金融機関	氏 名	
	所在地		